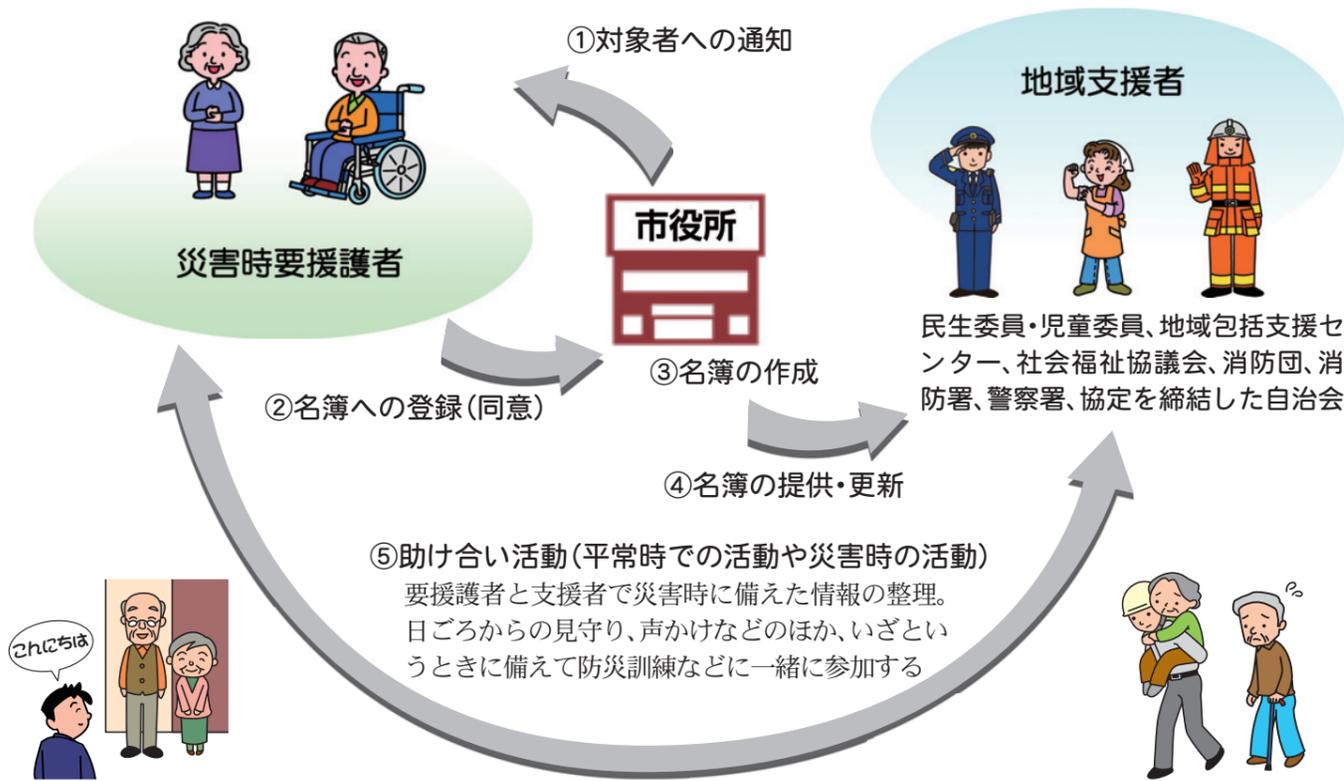


【災害時要援護者避難支援事業のしくみ】



いざというときこそ…地域力

～地域と情報を共有していきます～

地震や台風などの自然災害は、私たちの想像以上の力で襲ってくる場合があります。災害が発生したとき、自ら避難することが難しい方を、少しでも早く避難させるためには、地域の皆さんの支援や助け合いが欠かせません。災害時に備えて、要援護者と地域の支援者をつなぐための事業が始まります。

■地域みんなで支えましょう

災害が起きたとき、誰もが自力で避難できるとは限りません。避難するために支援が必要な方(以下「災害時要援護者」)が孤立しないよう、安否確認や避難支援などを地域ぐるみでサポートする仕組みづくりが、「災害時要援護者避難支援事業」です。



■要援護者情報の共有
まず、災害発生時に自力で自宅の外へ避難できない方や、意思表示が困難な方に、氏名や住所、年齢、連絡先などの情報を市に登録してもらい、名簿を作成します。

災害発生直後、災害時要援護者の「避難困難」や「救出の遅れ」の解消に力を貸すことはもちろん、避難所生活での配慮などにも、地域のつながりは欠かせません。だからこそ、災害時要援護者の情報を事前に市に登録し、それを市と支援する地域の皆さんで共有することも、いざというときの被害を少しでも減らすために必要なことです。

その名簿を市と地域支援者(民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署、協定を締結した自治会)で共有し、日ごろの見守りや災害発生時の安否確認などに役立ちます。

■個人情報の取扱い

登録いただいた方の情報は、市の関係部署と地域支援者で共有しますが、個人情報の管理と取り扱いには万全を期すよう、市と自治会の間で協定書を締結します。



なお、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署とは、覚書を締結します。

■まずは名簿に登録を

災害時要援護者として名簿に登録できる方は、次のとおりです。ただし、施設や病院などに長期に渡り入所、入院している方を除きます。

【対象者】

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②介護保険法による要介護状態区分が「要介護1」以上の方
- ③身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④療育手帳(みどりの手帳)の交付を受けている方

⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

⑥市や地域支援者などが自力で避難することが困難と認める方

⑦その他、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、避難行動に不安があるなどで名簿登録を希望する方

【手続き】

①～⑤に該当される方に、8月下旬に「狭山市災害時要援護者名簿(同意者名簿)登載同意確認書」を郵送します。必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で10月31日(金)までに返信をお願いします。なお、対象者で、書類が届かない場合は、お問い合わせください。

■災害時は誰もが被災者

名簿に情報を登録することで、災害発生時に避難支援などを受けられる可能性が高まります。しかし、災害時は誰もが被災者です。災害の程度、状況によっては、支援者自身や家族などの安全確保のため、要援護者への支援が必ずできるとは限りません。また、この登録は、要援護者の支援を保障するものではありません。支援を希望する方も、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、日ごろから地域の方々と気軽に話せる関係づくりを心がけることが大切です。

Q&A 知って納得!



Q 災害時要援護者は必ず登録しなければならないのですか?
A 登録は義務ではありません。ただし、多くの対象者に登録していただくことで、地域の中で、支援が必要な方を把握することができ、また、いざというときの安否確認や避難支援が速やかに行えるように、日ごろから、地域の中でのコミュニケーションも大切です。

Q 登録した個人情報の漏えい心配です
A 情報を共有する自治会は、市と適正に名簿管理をするための協定を締結します。また、民生委員・児童委員は守秘義務(民生委員法)があります。取り扱いには万全を期します。

Q 登録をすれば災害時に必ず助けってもらえるのですか?
A 災害は、いつ、どのように起こるか分かりません。災害の規模などによっては、支援を受けられない場合もあります。この登録が支援を確約するものではありません。

■地域支援者として協力ください

「地域支援者」とは、支援を希望する要援護者に対し、災害時の情報伝達や安否確認、避難誘導、また、平常時の見守りや声かけ、一緒に防災訓練に参加するなどの支援を行っていただく方です。

要援護者が少しでも早く避難するためには、地域の皆さんの支援や協力が欠かせません。ぜひ、近所に住む要援護者の方々への支援体制づくりにご協力をお願いします。そして、名簿を有効に機能させるためにも、いざというときに落ち着いて行動できるよう、また、共通の認識を持てるよう、日ごろからの交流の中でも防災減災の意識づけにご協力ください。

■問合せ

- ▼75歳以上の高齢者のみの世帯 高齢者支援課 へ内線1571
- ▼要介護1以上の方介護保険課 へ内線1551
- ▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方障害者福祉課 へ内線1592
- ▼事業全般に関する防災課 へ内線3694